# 契約書

重要事項説明書

児童発達支援 ABUW PERSONAL

# 利用契約書

(保護者)	<u>様</u> (以下「保護者」という。)と
ナックスデザイン株式会社が運営するABUW PE	RSONAL (以下「事業者」という。) は、
事業者が	
(児童)	<u>様</u> (以下「利用者」という。)に
児童発達支援を提供するに事ついて、次のとおり契約	り (以下「本契約」という。) を締結します。

### 第1条 (契約の目的)

本契約は、事業所において行う指定通所支援(児童発達支援)に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する利用者及びその保護者等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とします。

### 第2条(契約期間)

- 1. 本契約の契約期間は、児童通所受給者の給付決定期間に記されている期間とします。
- 2. 契約満了日の1ヶ月前までに、保護者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

#### 第3条(サービスの内容)

- 1. 事業所は、「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
- 2. 児童発達支援事業は、児童発達支援管理責任者・児童指導員・指導員・機能訓練指導員等のサービス従業者(以下「従業員」という)が提供するものとします。
- 3. 事業所は、利用者の障害区分又は保護者及び利用者の希望によって作成した個別支援計画に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

### 第4条 (緊急時の支援)

- 1. 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
- 2. 前1項のほか、利用中に心身の状態が変化した場合は、保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 第5条(事業所の義務)

- 1. 事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
- 2. 事業所は、この契約に基づく内容について、保護者及び利用者に対して適切に説明を行います。
- 3. 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

### 第6条(守秘義務)

- 1. 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た保護者及び利用者の秘密を保持する義務を負います。
- 2. 事業所は、従業員が退職後、正当な理由なく在職中知り得た保護者及び利用者に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3. 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4. 事業所は、保護者及び利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合は、保護者の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

### 第7条(利用者負担額及び実費負担額)

- 1. 保護者は、「重要事項説明書」に定めるサービス利用料金を支払うものとします。
- 2. 前1項のほか、サービス提供に係る便宜に要する費用及び衛生材料等の購入費として、保護者が支払うものとします。但し、事前に保護者にご説明をし、承諾を得ることとします。

### 第8条 (契約の終了)

次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき(但し、満了期間前に継続の手続きが取られた場合を除く)
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業所が指定の取り消しを受けた場合又は指定を辞退した場合
- (5) 事業所がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

### 第9条(保護者からの中途解約)

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業所に通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

### 第10条(保護者からの契約解除)

保護者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくは従業員が、故意又は過失により保護者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、保護者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業所が、社会通念に逸脱する行為を行ったとき

### 第11条(事業所からの契約解除)

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示し、1ヶ月間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。但し、次の事由に該当する場合には、事業所は保護者に契約解除の理由を示すことにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 保護者及び利用者が、他の利用者・事業者・従業員等の身体、財産、信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- (2) 保護者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を2ヵ月以上滞納し、催告したにも関わらず、支払いがない場合
- (3) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (4) 保護者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- (5) 保護者及び利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合
- (6) 保護者及び利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

### 第12条(事故と損害賠償)

- 1. 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・保護者等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2. 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって保護者及び利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

### 第13条(損害賠償がなされない場合)

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 保護者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず、又は不実の告知を行ったことに、起因して損害が発生した場合
- (2) 保護者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、これを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に、起因して損害が発生した場合
- (4) 保護者及び利用者が事業所もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為に、起因して損害が発生した場合

# 第14条(保護者の損害賠償責任)

保護者及び利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業員・その他第三者に損害が発生した場合は、保護者及び利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

### 第15条(情報の保存)

事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了日から 5 年間保存します。

# 第16条(苦情解決)

- 1. 保護者は、本契約に基づく児童発達支援に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2. 保護者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された行政機関等に苦情を申し立てることもできます。

### 第17条(虐待防止)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

### 第18条(裁判所轄)

この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 第19条 (その他)

この契約に定めない事項については、障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令に従い、保護者と協議した上で決定します。

この契約の成立を証するために本書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

 令和
 年
 月
 日

 保護者
 住
 所

 氏
 名

児童氏名

事業者 所在地 福岡市西区西都 1-6-8 2F

事業者 ナックスデザイン株式会社

代表者 代表取締役 坂口 正志



# 重要事項説明書

# 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	ナックスデザイン株式会社
代表者名	代表取締役 坂口 正志
所在地	福岡市西区西都 1-6-8 2F
連絡先	電話 092-805-7201
	FAX 092-807-2630

# 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ABUW PERSONAL	
事業所所在地	福岡県大野城市雑餉隈町 3-3-10	
施設種別	児童発達支援	
指定年月日	令和6年9月1日	
事業所番号	4051500561	
利用定員	10 名/日	
統括責任者 / 管理者	田中聖也	
連絡先	電話:092-558-7178 FAX:092-558-7179	

# (2) 事業所の従業員体制

職名	常勤	非常勤	備考
管理者	1名		
児童発達支援管理者	1名	_	
保育士又は児童指導員	2名以上	_	
専門職員	1名以上	_	

※従業員の配置については、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

# (3) 事業の実施地域

通常の事業実施地域は、大野城市全域とします。

但し、通常の事業実施地域以外でもサービス提供を行う場合があります。

# (4) 営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、12/29~1/4(年末年始)は除く
営業時間	8:30~17:30
サービス提供日	月曜日から金曜日 但し、12/29~1/4(年末年始)は除く
サービス提供時間	9:00~17:00

### 4. サービス内容

利用者への個別指導トレーニング、保護者へのペアレントトレーニング、創作的な活動の援助 日常生活における基本的動作トレーニング、その他必要な援助

### 5. サービス利用料金

### (1) 障害児通所給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いただきます。 なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

世帯所得	負担上限額
非課税世帯	0円
前年度所得が約890万円以下の世帯	4,600 円
上記以外の世帯	37, 200 円

### (2) 障害児通所給付費対象外サービスの料金

サービス提供に係る便宜に要する費用及び衛生材料等の購入費として、保護者が支払うものとします。但し、事前に保護者にご説明をし、承諾を得ることとします。

### (3) お支払い方法

利用者負担額を含む全ての利用料は、当月末締めにて、当事業所指定の銀行口座に振込にてお支払い頂きます。

# 6. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の提供したサービスに対して、相談や苦情がある場合には、次の窓口までお申し付け下さい。

①事業所の相談・苦情窓口

統括責任者:田中聖也 電話:092-558-7178 FAX:092-558-7179

②行政等の相談・苦情窓口

福岡県運営適正化委員会 電話:092-915-3511 FAX:092-584-3790

### 7. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する担当者及び責任者を選定

担当者:橘凉汰 責任者:統括責任者 田中聖也

- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

# 8. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、速やかに医療機関又は利用者の主治医への 連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者・保護者へ連絡を行います。

協力医療機関名:つくし訪問クリニック

所在地: 大野城市白木原 1-4-16 5F

医師名:鶴田 伸一 連絡先:092-588-0205

# 9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当サービスの第三者評価は、国の基準で努力義務とありますので、今現在実施はしていません。

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

保護者 住 所

氏 名

児童氏名

事業者 所在地 福岡県大野城市雑餉隈町 3-3-10

事業所 ABUW PERSONAL

説明者 統括責任者 田中聖也



# 個人情報取扱についての同意書

私は、私及び家族の個人情報に関して、下記に記載してあるとおり必要最小限の範囲で使用する ことに同意します。

- 1. 「ABUW PERSONAL」は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者の個人情報を厳重に保存・管理致します。また、知り得た個人情報に関しては、在職中ならびに退職後も口外しない事を遵守します。(保存の方法、保存期間等は適用される法律ごとに異なります。)
- 2. 個人情報とはサービス提供を行うために、利用者及び保護者の最低限必要な個人情報をいいます。
- 3.「ABUW PERSONAL」は、児童発達支援の申込みやサービス提供を通じて収集した個人情報は、次の場合に限り利用させて頂きます。

### 個人情報の利用目的

- 1. 事業者がサービス提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議等
- 2. 市町村窓口への相談、届出による情報伝達
- 3. 給付に係る情報提供
- 4. 医療機関等への緊急搬送時の情報提供

<b>令</b> 和	年   月	H		
保護者	住 所			
	氏 名			
	児童氏名			